

【議事事項】 書面開催について

「西大阪地域水防災連絡協議会規約」第 6 条第 6 項により、協議会構成員に書面開催の同意を求めます。

(協議会規約)

第 6 条

6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。